

成年後見制度の利用を支援しています

■ まずは利用についてご相談ください

● 法定後見制度の申立ては

おおさか か ていさいばんしよざかいし ぶ 大阪家庭裁判所堺支部 後見センター	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-28 (電話) 072-223-8949
---	--

● 任意後見制度を利用する時は

さかいこうしやうやく ば 堺公証役場	〒590-0076 堺市堺区北瓦町2-4-18 (電話) 072-233-1412	げんだいさかいひがしえきまえ かい 現代堺東駅前ビル4階
------------------------------	--	---------------------------------

● 成年後見人や申立手続きを依頼するときは

おおさかべん ご し かい 大阪弁護士会	こうれいしや しよ 高齢者、障がい者総合支援センター「ひまわり」	06-6364-1251
おおさか しほうしよし かい 大阪司法書士会	せいねんこうけん 成年後見センター「リーガルサポート大阪」	06-4790-5656
おおさかしゃかいふくし かい 大阪社会福祉士会	そうだん 相談センター「ばあとなあ」	06-4304-2727
おおさかぎやうせいしよ し かい 大阪行政書士会	せいねんこうけん 成年後見サポートセンター「コスモス」	06-6943-7517

● 高齢者の方の相談は

かわちながの しとうぶ ちいき 河内長野市東部地域 包括支援センター	〒586-0022 河内長野市本多町4-3 (電話) 0721-52-0180 (ファクス) 0721-52-0181	ちよだしょうがっこう 千代田小学校区 ながのしょうがっこう 長野小学校区 かわかみしょうがっこう 川上小学校区
かわちながの しちゅうぶ ちいき 河内長野市中部地域 包括支援センター	〒586-0034 河内長野市上田町155-5 (電話) 0721-55-3451 (ファクス) 0721-55-3452	みつ か いちしょうがっこう なん か だいしょうがっこう 三田市小学校区、南花台小学校区 が た しょうがっこう いしほとけしょうがっこう 加賀田小学校区、石仏小学校区 あまみ しょうがっこう み か だいしょうがっこう 天見小学校区、美加の台小学校
かわちながの しせいぶ ちいき 河内長野市西部地域 包括支援センター	〒586-0094 河内長野市小山田町1701-1 (電話) 0721-56-6600 (ファクス) 0721-53-8080	くろしょうがっこう おやま だいしょうがっこう 楠小学校区、小山田小学校区 あまの しょうがっこう た こうしょうがっこう 天野小学校区高向小学校区

● 河内長野市後見支援センターへの相談は

かわちながの ししゃかいふくし きやうぎ かい 河内長野市社会福祉協議会	〒586-0033 河内長野市喜多町663-1 (電話) 0721-65-0133	イズミヤSC河内長野4階内
--	--	---------------



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



こんな不安や心配がある人へ

成年後見制度の利用を
考えてみませんか？

かんが

入院や介護の
手続き
がわからない

契約して
いいのか
よくわからない

いつの間にか
お金を
使ってしまう

家やお金の
管理が心配



制度を利用するための支援も受けられます (裏表紙をご覧ください)

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由
によって日常生活での契約や手続きなどが難しい人を支援（お手
伝い）するための制度です。

ひとりで決めることに不安や心配がある人は利用を考えて
みましょう。



▶ どのような支援をしてくれるの？

たとえば、医療や介護などのサービスを利用するとき

手続きや契約の手伝い

医療・福祉・介護サービスの手続きや契約について説明してくれたり、あなたの代わりに手続きなどをしてくれたりします。



入院や入所の手伝い

病院に入院したり、施設に入所したりすることになったとき、入院や入所、退院や退所の手続きなどを手伝ってくれます。



たとえば、お金の支払いや管理などが必要なとき

お金の支払いなどの手伝い

あなたの代わりに税金、保険料、公共料金の支払いをするなど、日常生活に必要なお金の出し入れを手伝ってくれます。



買い物の相談や取り消し

必要な買い物かどうか相談に乗ってくれ、だまされたり間違えて買ったときは、買い物をなかったことにしてくれます。



家や資産などの管理や処分

預貯金などを安全に管理してくれたり、必要があれば家や土地などを売る相談に乗ってくれたりします。



定期的^{ていぎてき}に訪問^{ほうもん}して状況^{じょうきょう}を確認^{かくにん}します



このほか、定期的^{ていぎてき}に訪問^{ほうもん}し、あなたの生活^{せいかつ}状況^{じょうきょう}や今後の希望^{きぼう}などを確認^{かくにん}してくれたり、医療^{いりょう}・福祉^{ふくし}・介護^{かいご}関係者^{かんけいしゃ}からの情報^{じょうほう}収集^{しゅうしゅう}をしてくれます。

あなたの状態にあわせて支援します

あなたの障がいや認知症による判断能力の状態に応じて、受けられる支援は「補助」「保佐」「後見」の3つに分けられていて、お医者さんの診断書などをもとに決められます。

支援の対象になる人の状態に応じて、手続きや契約をいっしょに決めてもらう、または必要に応じて取り消してもらう支援が受けられます。

判断がほとんどできない人の場合は、本人に代わって手続きや契約を行います。

「補助」(支援してくれる人：補助人)

対象となる人

重要な手続きや契約などの一部で、ひとりだけで決めることに心配がある人



受けられる支援の内容

一部の限られた手続きや契約などを

- いっしょに決めてもらう
- 必要に応じて取り消してもらう
- 自分に代わってしてもらう

「保佐」(支援してくれる人：保佐人)

対象となる人

重要な手続きや契約などで、ひとりで決めることに大きな心配がある人



受けられる支援の内容

財産にかかわる重要な手続きや契約などを

- いっしょに決めてもらう
- 必要に応じて取り消してもらう
- 自分に代わってしてもらう

「後見」(支援してくれる人：成年後見人)

対象となる人

ほとんどの手続きや契約などで、ひとりで決めることが難しい人



受けられる支援の内容

すべての手続きや契約などを

- 自分に代わってしてもらう
- 必要に応じて取り消してもらう

▶ どうやって利用するの？

1 地域の相談窓口へ相談します

まずは、お住まいの地域の相談窓口（裏表紙参照）に成年後見制度の利用について相談しましょう。

手続きに必要な書類の説明や書類の書き方、診断書の依頼、成年後見人などの候補者の検討などさまざまな相談にのってもらえます。



2 家庭裁判所へ申立てをします

次のような必要な書類や手数料などを用意して、家庭裁判所に利用したい意思を伝えます。

- 成年後見制度を利用したい理由（生活状況や精神状態など）がわかる申立書
- お医者さんの診断書
- 住民票、戸籍謄本 など



3 成年後見人などが決まります

成年後見制度の利用が認められたら、お医者さんの診断書などを参考に、家庭裁判所が成年後見人や保佐人、補助人を選びます。

あなたが希望する人が成年後見人などに選ばれる場合や、必要に応じて適切と思われる専門家などが選ばれる場合があります。



成年後見制度の利用を開始します

- 申立てから利用開始までの期間は、多くの場合、早ければ1～2か月、長くても4か月以内くらいです。

こんな人が支援してくれます

成年後見人などには、あなたの家族や親族、福祉や法律の専門家などがなります。また、専門的な研修を受けた地域の人や、福祉関係の団体などがなることもあります。誰があなたを支援するかは、あなたの希望や健康状態などを確かめて、家庭裁判所が決定します。

あなたにとって身近で頼りになる

家族や親族



社会福祉士・司法書士・弁護士など

福祉や法律の専門家



専門的な研修を受けた地域の

市民後見人



NPO 法人・社会福祉法人など

福祉関係の団体



制度の利用にかかる費用

成年後見制度を利用するためには、主に次のような費用がかかります。

「申立て」に必要な

- 申立て手数料 (収入印紙)
- 登記手数料 (収入印紙)
- お医者さんの診断書料
- 連絡用の郵便切手代
- 鑑定費用 (必要な場合) など

「利用」がはじまってから必要な

- 成年後見人などへの報酬費用 など



経済的に費用の負担が難しい人には、市区町村による助成制度があります。支援が必要な場合はご相談ください (裏表紙をご覧ください)。

よくある質問 **Q&A**

Q 成年後見人などに頼めないこともあるの？

たとえば、次のようなことは成年後見人などには頼めません。

<p>● 食事の準備や部屋の掃除などをしてもらうこと</p> 	<p>● 高額でない日用品などの買い物を頼むこと</p> 	<p>● 日々の話し相手になってもらうこと</p> 
<p>● 身元保証人や身元引受人になってもらうこと</p> <p>身元保証人</p> 	<p>● 資産活用でお金を増やしてもらうこと</p> 	<p>● 手術など体や命に影響がある治療への同意</p> <p>サインを!</p> 

Q 買い物などは自由にできるの？

日用品など、あまり高額でないものは自由に買うことができます。

高額な買い物や契約をするときは、あなたの財産に重大な影響が出る場合があるので、必ず成年後見人などに相談して決めるようにしましょう。



Q 利用を途中でやめることはできるの？

成年後見制度の利用を途中でやめると、あなたの「安心できる生活」に必要なと家庭裁判所で判断された後見・保佐・補助などの支援をしてくれる人がいなくなってしまうので、原則として途中でやめることはできません。

制度の利用については、「途中でやめられない」ことも含めて、よく考えましょう。

※お医者さんの診断書で、障がいや症状の回復が認められ、家庭裁判所で取り消しが認められた場合は、途中でやめることができます。



Q 支援してくれる人と意見があわないときは？



成年後見人などと意見があわなかったり、人間関係がうまくいかなかったりしたときは、がまんをしないで、お住まいの地域の相談窓口（裏表紙参照）に相談しましょう。相談窓口ではあなたの考えを大切にするための話し合いが行われます。

もし、成年後見人などに義務違反など正当な理由がある場合は、成年後見人などを別の人に変更してもらえることもあります。

Q 将来的な不安がある場合は？

今は大丈夫でも、「知的障がいの自分の面倒を見ている親が亡くなったら……」「認知症の疑いがある……」など将来的な不安がある場合は、あらかじめ第三者と支援の契約をかわしておく「任意後見制度」があります。

一度、家族などと相談してみましょう。

